

第2章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が講じた措置

提言2: 政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に係る制度についての抜本的な見直しを行う。

提言2 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。

【平成 24 年度までに講じた主な措置】

原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。)の改正により原子力災害対策本部が拡充された。具体的には、①発電用原子炉の事故について、従来の経済産業大臣に加え、副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長(必要に応じて他の国務大臣等)を充てることとされるとともに、②本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監(必要に応じて副大臣又は大臣政務官)を充てることとされた。

また、その事務局機能の強化を図るため、平成 24 年 10 月 19 日原子力防災会議幹事会決定により原子力災害対策マニュアルを見直し、特に大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、総理大臣官邸(以下「官邸」という。)を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保した。また、中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点(官邸、原子力規制庁内の緊急時対応センター、原災法第 12 条第1項に基づく緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)及び事故が発生した原子力施設等が立地等する道府県の道府県庁(以下「立地道府県庁」という。))をつなぐテレビ会議システム等の通信環境の整備を行った。

さらに、原子力規制委員会設置法(平成 24 年法律第 47 号。以下「設置法」という。)により改正された原子力基本法(昭和 30 年法律第 186 号)に基づき、原子力防災に関する平時からの総合調整を行う原子力防災会議を設置し、議長には内閣総理大臣を、副議長には内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監を、事務局長には環境大臣をそれぞれ充てることとした。平成 24 年 10 月 19 日に第1回会議を開催し、原災法第6条の2第1項に

基づく原子力災害対策指針(平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定)の検討状況や原子力災害対策マニュアル等について報告した。

なお、設置法附則第6条第7項において、原子力災害を含む大規模災害へのより機動的かつ効果的な対処が可能となるよう、大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について抜本的な見直しを行うこととされていることを踏まえ、検討を進めることとしている。

【平成 25 年度に講じた主な措置】

政府の危機管理体制の在り方については、原子力規制委員会設置法(平成 24 年法律第 47 号。以下「設置法」という。)附則第6条第7項において、原子力災害を含む大規模災害へのより機動的かつ効果的な対処が可能となるよう、大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について抜本的な見直しを行うこととされていることを踏まえ、米国の連邦危機管理庁(FEMA: Federal Emergency Management Agency)をはじめとする各国政府における危機管理組織体制について調査を実施しており、本調査を基に、我が国における最適な危機管理組織体制の在り方について検討を行うこととしている。

緊急時の対応に関しては、原子力災害対策指針(平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定)(平成 25 年9月5日全部改正)等の改正を行い、①原子力災害対策指針に示す判断基準に基づき、住民等の防護措置を実施することについて、原子力災害対策本部が指示することとし、②国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターを中心として緊急時モニタリングを実施することとし、③安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部が指示することとした。インフラ整備の支援のための道府県向け交付金として、平成 25 年度は 110.5 億円の予算を措置した。また、中央と現地の各拠点(総理大臣官邸(以下「官邸」という。))、原子力規制庁緊急時対応センター(ERC: Emergency Response Center)、原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。)第 12 条第1項に基づく緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)及び事故が発生した原子力施設等が立地等する道府県の道府県庁(以下「立地道府県庁」という。))をつなぐテレビ会議システム等の通信設備を整備・維持管理するとともに、緊急時対策支援システム(ERSS: Emergency Response Support System)について衛星通信回線の整備・維持管理等を行った。

【平成 26 年度に講じた主な措置】

政府の危機管理体制の在り方については、原子力規制委員会設置法(平成 24 年法律第 47 号。以下「設置法」という。)附則第6条第7項において、原子力災害を含む大規模災害へのより機動的かつ効果的な対処が可能となるよう、大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について抜本的な見直しを行うこと、また、東日本大震災復興加速化のための第4次提言(平成 26 年8月6日自由民主党、公明党)において、「緊急事態管理庁(仮称)」等の設置を至急検討することとされていること等を踏まえ、平成 26 年8月に、「政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合」を立ち上げ、主要各国における危機管理体制と比較しつつ、我が国における最適な危機管理体制の在り方について検討し、平成 27 年3月 30 日に政府の危機管理組織の在り方について(最終報告)(以下「最終報告」という。)を取りまとめた。最終報告では、平時から大きな組織を設けることについては、現段階では積極的な必要性は直ちに見出しがたいとしつつ、大規模災害等が発生した非常時に、国及び地方を通じた関係機関が密接かつ的確に連携し、持てる力を最大限に発揮できる体制を構築することが重要であり、そのための対応方策として、

- ・ 緊急災害対策本部や現地への派遣職員を交代要員も含めて、十分に確保し、研修・訓練を通じて災害発生時に機能するよう備えること
- ・ 市町村に派遣される各省庁の出先機関等の職員をあらかじめ特定し、国を代表する職員とする仕組みを設け、自治体との連携を強化すること
- ・ 緊急災害対策本部と原子力災害対策本部を実質的に一体的に機能させるものとし、複合災害対策に備えること

などの取組によって、大規模災害等の発生時には、必要とされる人員及び組織が速やかに機能する体制を構築することが重要であり、今後とも、上記取組の進捗状況や成果を検証しながら、組織体制の見直しも排除することなく、必要な対策の検討と実践により、より良い危機管理対応体制を目指していく必要があるとしている。

原子力災害を含む大規模複合災害への対応については、情報収集、意思決定、指示・調整の一元化を図るという基本方針に基づき、緊急災害対策本部事務局及び原子力災害対策本部事務局において具体的な連携を進めている。また、最終報告では、複合災害(特に原子力災害)を想定し、以下の対策を講じることとしている。

- ・ 初動対応において、緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の合同会議を開催
- ・ 両本部の情報共有ネットワークの相互導入などハード整備、リエゾン相互派遣

を実施

- ・ 両現地対策本部の緊密な連携による情報共有等
- ・ 実動組織の調整、被災者支援等において両本部が一元的な事務の実施
- ・ 複合災害の発生を想定した訓練を通じた関係機関間の連携の強化

政府の原子力防災体制の充実・強化については、平成 26 年 10 月 14 日に、関係省庁、関係自治体等との平時及び有事における原子力防災に係る総合調整を一元的に担う組織として内閣府政策統括官(原子力防災担当)を設置した。担当職員も約 50 人に増員し、政府の原子力防災に係る体制を抜本的に強化した。

また、平成 26 年 11 月 2 日、3 日に、北陸電力(株)志賀原子力発電所を対象として、国、地方自治体、原子力事業者の合同で、原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。)に基づく原子力総合防災訓練を実施した。本訓練は、自然災害と原子力災害との複合災害を想定し、非常災害対策本部と原子力事故合同対策本部の合同会議を開催するなど、複合災害への対応に関する政府内の連携についても訓練した。

原子力規制委員会は、緊急時の対応に関して、原災法に基づき、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。このため、原子力規制委員会では平成 24 年に「原子力災害対策指針」(平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定)を策定し、平成 24 年度に 1 度、平成 25 年度に 2 度の改定を行った。平成 26 年 10 月以降は、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、同指針に掲げられた課題である東京電力(株)福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策、緊急防護措置を準備する区域(UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone. 原子力施設からおおむね 30km を目安。)外におけるプルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準について検討を行った。このほか、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI: System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information)などの予測的手法を防護措置の判断に利用することが適当ではないことから、予測的手法に係る記載の削除や、緊急時モニタリング結果の集約及び迅速な共有が可能となる仕組みの整備についても検討を行った。

これらの検討結果を踏まえ、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)に基づき、平成 27 年 3 月 5 日から同年 4 月 3 日の間パブリックコメントを実施し、同年 4 月 22 日に同指針を改定した。

【平成 27 年度に講じた主な措置】

政府の危機管理体制の在り方については、原子力規制委員会設置法(平成 24 年法律第 47 号。以下「設置法」という。)附則第 6 条第 7 項や、東日本大震災復興加速化のための第 4 次提言(平成 26 年 8 月 6 日自由民主党、公明党)等を踏まえ、平成 26 年 8 月に、「政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合」を立ち上げ、平成 27 年 3 月 30 日に政府の危機管理組織の在り方について(最終報告)(以下「最終報告」という。)を取りまとめた。

最終報告を踏まえ、平成 27 年 7 月 7 日の中央防災会議(会長:内閣総理大臣)において、防災基本計画を修正し、「複合災害対策の強化」として、緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の合同開催や情報連絡員の相互派遣等、両本部間の連携の強化、一体的運営に係る対策等について規定した。

具体的には、

① 両本部が相互に情報連絡要員を派遣し、システムを相互利用することなどにより、両本部の情報収集の一元化を図る

② 両本部の合同会議を開催することにより、両本部の意思決定の一元化を図る

③ 緊急災害対策本部が避難等のための輸送等の調整や通常の被災者支援を一元的に実施することや、原子力災害対策本部が緊急災害対策本部に対して放射線防護対策に関する助言・支援を実施することなどにより両本部の指示・調整の一元化を図る

ことを規定した。

また、平成 27 年 11 月 8 日に実施した「平成 27 年度原子力総合防災訓練」においては、地震と原子力発電所事故の複合災害を想定し、地震による非常災害対策本部と原子力事故対策本部との合同会議及び原子力災害対策本部との合同会議を実施し、両本部間の連携を検証した。また非常災害対策本部と原子力事故対策本部の合同会議においては、県庁とのテレビ会議により、現地との連携についても確認した。さらに、両本部の事務局レベルにおいても、事態の進展に応じた避難支援等の観点から、一体的な運営を行う訓練を実施し、対応力の向上に努めた。

《原子力災害対策指針》

原子力規制委員会は、緊急時の対応に関して、原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。)に基づき、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を

定めることとされている。このため、原子力規制委員会では平成 24 年に「原子力災害対策指針」(平成 24 年度第8回原子力規制委員会(平成 24 年 10 月 31 日)決定)を策定し、平成 24 年度に1度、平成 25 年度に2度の改正を行った。

平成 27 年4月 22 日には、東京電力(株)福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)外におけるプルーム通過時の防護措置実施の範囲及び判断基準、予測的手法の記載の削除や、緊急時モニタリング結果の集約及び迅速な共有が可能となる仕組みの整備について検討を行い、同指針を改正した。

また、原子力災害時医療の実施体制について、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等からなる体制へ充実・強化を図るため、平成 27 年8月 26 日に、原子力災害に対応する医療機関や国、立地道府県等及び事業者の役割、原子力災害時医療に関係する者に対する研修・訓練等、原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携、避難退域時における検査及び除染等の具体化について、指針を改正した。併せて、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関に関する施設要件を定め、「原子力災害拠点病院等の施設要件」を平成 27 年5月 15 日に取りまとめた。そして、平成 27 年8月 26 日、原子力規制委員会は、高度被ばく医療支援センターとして国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の5施設、原子力災害医療・総合支援センターとして国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学の4施設を指定した。

このほか、平成 28 年3月 29 日、原子力災害事前対策等に関する検討チームにおいて核燃料施設等に係る原子力災害対策の在り方に関する検討を開始した。

【平成 28 年度に講じた主な措置】

《政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化》

平成 28 年度原子力総合防災訓練を平成 28 年 11 月 13、14 日に北海道電力泊発電所を対象に実施した。同訓練の中では、地震・津波と原子力発電所事故の複合災害を想定し、地震・津波による非常災害対策本部と原子力事故対策本部との合同会議及び非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を実施し、両本部間の連携を検証した。また、これらの合同会議においては、北海道庁等とのテレビ会議

により、現地との連携についても確認した。さらに、両本部の事務局レベルにおいても、事態の進展に応じた避難支援等の観点から、一体的な運営を行う訓練を実施し、対応力の向上に努めた。

また、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁の連携等の活動要領を規定している原子力災害対策マニュアルについて、複合災害対策を強化するために平成 27 年度に行った防災基本計画の修正等を踏まえて、12 月 7 日に改訂を行った。

《原子力災害対策指針等》

原子力災害対策指針は、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう充実を図っており、平成 29 年 3 月 22 日には核燃料施設等に係る原子力災害対策を盛り込んだ指針を改正した。

また、実用発電用原子炉の緊急時活動レベル(EAL: Emergency Action Level)の見直し及び核燃料施設等の EAL の設定について検討し、平成 29 年 3 月 8 日にそれらの考え方(骨子)を取りまとめた。

原子力災害時医療の実施体制について、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等からなる原子力災害時医療の実施体制の整備促進に向け、原子力規制委員会から高度被ばく医療支援センターの指定を受けた量子科学技術研究開発機構(放射線医学総合研究所)、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けた弘前大学、福島県立医科大学、広島大学、長崎大学の計 5 施設と原子力規制庁が緊密に連携を図り、全国及び地域原子力災害時医療連携推進協議会などを通じて原子力災害時医療ネットワークの構築を進めるとともに、教育・研修環境の整備・充実を図った。

また、原子力災害時における医療対応に係るマニュアルについては、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」及び「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」の改正を行うとともに、新たに原子力災害医療派遣チームに係る運用についての具体的方策を示すため、「原子力災害医療派遣チーム活動要領」を平成 29 年 3 月 29 日に策定した。

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

島大学及び長崎大学の視察並びに関係者との意見交換を実施した。また、「原子力災害拠点病院等の施設要件」については、支援センターの事務局長による会議及び支援センターの指定を受けた5施設の現状確認等を踏まえ、課題抽出を行い、見直しを検討している。

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

【平成 30 年度に講じた主な措置】

《政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化》

平成 30 年度原子力総合防災訓練を平成 30 年 8 月 25、26 日に関西電力大飯発電所及び高浜発電所を対象に実施した。同訓練の中では、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、自然災害による非常災害対策本部と原子力事故対策本部との合同会議及び非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を実施し、自然災害への対応と原子力災害への対応の連携について検証した。また、これらの合同会議においては、福井県庁等とのテレビ会議により、現地との連携についても確認した。さらに、両本部の事務局レベルにおいても、事態の進展に応じた避難支援等の観点から、一体的な運営を行う訓練を実施し、対応力の向上に努めた。

加えて、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁の連携等の活動要領を規定している原子力災害対策マニュアルについて、平成 30 年 7 月 25 日の原子力災害対策指針の改正等を踏まえて、平成 31 年 3 月 29 日に改訂を行った。

また、万が一原子力災害が発生し災害対応が長期化した際の対応については、原子力被災者への支援に係る諸課題の抽出等を、関係省庁と連携しながら進めている。

《原子力災害対策指針等》

原子力災害対策指針については、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう充実を図っている。平成 30 年 7 月 25 日には、原子力災害対策の目標に係る記述について国際的な考え方と整合を図るとともに、「基幹高度被ばく医療支援センター」を新たに指定する旨の記述を加える等の改正を行った。

また、平成 30 年度第 36 回原子力規制委員会(平成 30 年 10 月 17 日)において、原子力災害発生初期(1週間以内)の緊急時を対象に、特定の線量を上回る被ばくの

発生がないように防護戦略を策定するための「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて」を取りまとめた。

さらに、原子力災害時の医療体制の整備については、「原子力災害拠点病院等の施設要件」に関し原子力規制委員会委員による指定施設の現状確認及び関係者との意見交換を行うとともに、各支援センター事務局長会議等を踏まえた課題抽出を行った上で、平成 30 年7月に「原子力災害拠点病院等の施設要件」を改正した。平成 31 年度の各支援センターの業務開始に向けて、平成 30 年度第 66 回原子力規制委員会(平成 31 年3月 13 日)において新たな施設要件に各支援センターが合致しているかを確認するとともに、「基幹高度被ばく医療支援センター」として QST を新たに指定した。

加えて、原子力災害対策指針に示された安定ヨウ素剤に係る運用に関する具体的な方策を示したガイドラインである「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」については、平成 30 年度に計3回の「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム」会合を開催し、改正に向けた検討を行った。

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

【令和元年度に講じた主な措置】

《政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化》

令和元年度原子力総合防災訓練を中国電力島根原子力発電所を対象に、令和元年 11 月8日～10 日において原子力総合防災訓練としては初めて3日間に渡り開催した。同訓練の中では、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、自然災害による非常災害対策本部と原子力事故対策本部との合同会議及び非常災害対策本部と原子力災害対策本部との合同会議を実施し、自然災害への対応と原子力災害への対応の連携について検証した。また、これらの合同会議においては、島根県庁等とのテレビ会議により、現地との連携についても確認した。さらに、両本部の事務局レベルにおいても、事態の進展に応じた避難支援等のため、一体的な運営を行う訓練を実施し、対応力の向上に努めた。同訓練において、「島根地域の緊急時対応」の取りまとめに向けて、県・市の避難計画に基づく事態の進展に応じた段階的な防護措置を実施・検証し、その実効性を確認した。

加えて、平成 31 年4月より、原子力災害対応体制の充実のため、原子力災害対策本部の要員の2交代制を導入した。

原子力規制委員会の緊急時対応能力の強化のため、平成 31 年4月1日に、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)対象施設において放射線源に関連する緊急事態を含めた事故・トラブルが発生した場合の対処マニュアルを策定するとともに、事案発生時の対応体制を整備した。また、加盟国の要請を受けた国際原子力機関(IAEA:International Atomic Energy Agency)が、原子力、放射線、放射性廃棄物及び輸送の安全性に関する規制基盤の実効性の強化・向上を目的として、IAEA の安全基準に基づき、招聘した各国規制機関の専門家等による相互評価を行う総合規制評価サービス(IRRS:Integrated Regulatory Review Service)の指摘を踏まえ、令和2年3月 30 日に、核燃料物質等のみならず、核原料物質、放射性同位元素を含め、これらの陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の初動対応を明確化するためのマニュアルを整備した。なお、このマニュアルの実効性については、今後訓練で確認していくこととしている。さらに、令和元年6月 12 日には、緊急時応急対策システム(ERSS)の機能向上の反映及びシステムの取扱いの観点から、「緊急時対策支援システム(ERSS)の運用マニュアル」を新たに制定し、運用を開始した。

加えて、原子力災害時の医療体制の整備については、平成 31 年4月1日に基幹高度被ばく医療支援センターの指定を受けた量子科学技術研究開発機構のほか、高度被ばく医療支援センター並びに原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けた弘前大学、福島県立医科大学、広島大学及び長崎大学と緊密に連携を図るとともに、全国原子力災害医療連携推進協議会、地域原子力災害医療連 推進協議会等を通じて原子力災害医療関係機関のネットワークの構築を進めた。このほか、上記5施設における施設設備の整備を支援し、被ばく傷病者の受入れ及び教育・研修のための環境の整備を図った。

新型コロナウイルス感染症に対しては、内閣府政策統括官(原子力防災担当)を含め政府全体において時差出勤及びテレワークを強化するとともに、原子力規制庁において本庁では全員在宅勤務を原則とし、登庁が不可避な業務に従事する職員についても、2班に分け原則交互に在宅勤務と出勤を行う体制を構築するなど、感染拡大防止を図りつつ緊急時に対応できる危機管理体制を維持している。

《原子力災害対策指針等》

原子力災害対策指針については、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう充実を図っている。

同指針に示されている安定ヨウ素剤の配布及び服用に係る運用については、平成

30 年度に開催した「安定ヨウ素剤の服用等に関する検討チーム」における医学的見地からの検討結果を踏まえ、令和元年7月3日に同指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を改正した。同改正では、安定ヨウ素剤の効能又は効果、副作用、適切な服用のタイミング及び服用を優先すべき者への配慮に関する内容とともに、住民への説明会を定期的を開催することを前提として、地方公共団体が指定した薬剤師会会員が所属する薬局又は対応可能な医療機関でも配布を可能とすることなどを記載した。

また、平成 30 年度に実施された原子力事業者防災訓練の結果見出された事項等、複数の課題を整理した上で、同指針の改善を図ることとした。原子力事業者が緊急事態区分に該当する状況にあるか否かを判断する緊急時活動レベル (EAL:Emergency Action Level) を見直すこととし、原子力事業者からも意見を聴取した上で、令和元年度第 61 回原子力規制委員会 (令和2年2月5日) に同指針、関係規則等の改正を決定した。さらに、第 75 回原子力規制委員会 (令和2年3月 30 日) において、緊急時活動レベル EAL の見直しの今後の進め方について議論を行い、新たに開催する検討チームの下で原則公開会合 (特定重大事故等対処施設を取り扱う場合は非公開会合) を実施し、特定重大事故等対処施設や多様性拡張施設を考慮した EAL の見直しを進めることとした。

加えて、核燃料物質等の陸上輸送時の災害対策に係る課題について、緊急時における初動対応手順の明確化を考慮して記載を充実させるとの方針に基づき、放射性物質輸送規制を所管する関係省庁間で取り決められている役割分担等を踏まえて、核燃料物質等の輸送時の災害等に対して国が実施すべき措置の明確化等を図るための同指針の改正を令和2年2月5日に決定した。

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

【令和2年度に講じた主な措置】

《政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化》

国際原子力機関 (IAEA:International Atomic Energy Agency) では、加盟国の要請に基づき、原子力、放射線、放射性廃棄物及び輸送の安全性に関する規制基盤の実効性の強化・向上を目的として、IAEA が招聘した各国規制機関の専門家等が、IAEA の安全基準に基づき評価を行う総合規制評価サービス (IRRS:In tegrated Regulatory Review Service) を提供している。その指摘を踏まえ、原子力規制委員会は、

令和2年3月30日に、放射性物質の陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の初動対応を明確化するためのマニュアルを整備した。このマニュアルについて、その実効性を確認するため、令和3年2月15日に関係省庁と連携して訓練を実施した。

加えて、原子力災害時の医療体制の整備については、平成31年4月1日に基幹高度被ばく医療支援センターの指定を受けた量子科学技術研究開発機構のほか、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けた弘前大学、福島県立医科大学、広島大学及び長崎大学と、支援センター事務局長会議等を通じて緊密に連携を図るとともに、地域原子力災害医療連携推進協議会等を通じて原子力災害医療関係機関間のネットワークの構築を進めた。このほか、上記5施設における施設設備の整備を支援し、被ばく傷病者の受入れ及び教育・研修のための環境の整備等を図った。

今後は、基幹高度被ばく医療支援センターを中心として、原子力災害医療体制の持続的維持に資する、原子力災害医療分野の次世代の人材を確保、育成するための人件費を予算化するほか、委託事業として実施していたものを補助事業として整理し直すことで、支援センターの特色を活かす事業へと改めることとした。

新型コロナウイルス感染症の流行拡大に対し、職員の感染リスクを下げるため、内閣府政策統括官(原子力防災担当)を含め政府全体において時差出勤及びテレワークを強化した。原子力規制庁において本庁では全員在宅勤務を原則とし、登庁が不可避な業務に従事する職員についても、2班に分けて勤務を行う体制を構築するなど、感染拡大防止を図りつつ緊急時に対応できる危機管理体制を維持している。

令和3年2月13日23時08分頃に発生した福島県沖地震により原子力施設の立地市町村である宮城県石巻市、福島県楡葉町、大熊町及び双葉町で震度6弱が観測された。原子力規制委員会及び内閣府は、同日23時20分に警戒事態に該当すると判断し、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、原子力規制委員会委員を含め緊急参集を行った。地震発生直後に、速やかに事業者から設備の異常や周辺モニタリングポストの値に変化はなかったとの報告を受け、特段の異常はなかったことを確認し、それを関係省庁等に対して情報共有を図るとともに、原子力規制委員会ホームページに掲載することで情報発信を行った。同月14日2時05分に当該警戒本部を廃止した。

《原子力防災に関する訓練・研修》

原子力防災に係る訓練においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、マ

スクの着用や手指消毒等の徹底、3つの密の回避による感染対策を講じた。また、訓練の場において感染拡大が万が一起こった場合に緊急時の対応能力を温存するため、訓練参加人数を半数以下にする等の措置を行った。少ない要員数で危機管理対応を行う手順を検証することで、実際の緊急事態において、新型コロナウイルス感染症や他の要因によって要員が十分に参集できない事態でも、十分な危機管理対応を行えるよう準備を進めた。

また、各地域で取り組む原子力防災訓練においても、感染症対策を踏まえた住民避難や避難所運営訓練等を実施した。

なお、令和3年2月上旬に実施を予定していた「令和2年度原子力総合防災訓練」については、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されるなど、当時の首都圏の感染状況等を踏まえ、令和2年度内の実施を見送った。

原子力防災に係る人材育成については、国や自治体の職員等向けの研修として、体系的に人材育成を推進すべく、基礎的な研修から、国や自治体の対策本部等において中心的役割を担う人材向けの研修、自治体の実務担当者向けの研修等、様々な研修を実施している。令和2年度においては、情報通信技術を用いた遠隔開催や、人数を抑えて複数回に分散して開催する等の感染対策を講じることで、開催時期を調整しながら可能な限り計画どおりの研修を実施し、習熟を図った。

また、万が一原子力災害が発生し災害対応が長期化した際の対応については、原子力被災者への支援に係る諸課題の抽出等を、関係省庁と連携しながら進めるとともに、他の拠点とも連携した初動対応時からの訓練を実施した。

《原子力災害対策指針等》

原子力災害対策指針については、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう充実を図っている。

また、令和元年度第75回原子力規制委員会(令和2年3月30日)において、特定重大事故等対処施設の運用開始を見据えた原子力事業者が緊急事態区分に該当する状況にあるか否かを判断する緊急時活動レベル(EAL)の見直しの今後の進め方が了承された。その内容を踏まえ、「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」を計3回開催し、原子力事業者と特定重大事故等対処施設や多様性拡張施設を考慮したEALの見直しに係る意見交換を行った。これら会合の結果を踏まえ、令和2年10月28日に同指針、関係規則等を改正し、これら施設の使用を考慮したEALとすることとした。

また、地域原子力防災協議会において取りまとめられた避難計画を含む各地域の緊急時における対応の実態や、放射線防護対策が講じられた施設の整備状況等を踏まえ、同指針において施設敷地緊急事態の段階で避難を実施しなければならない対象者をより明確化するための検討に着手した。

さらに、危機管理に係る取組として、防災基本計画の修正や、令和元年度に実施した原子力総合防災訓練から得た教訓事項等を踏まえて、令和2年7月27日に「原子力災害対策マニュアル」を改訂したほか、情報収集事態及び警戒事態における初動対応体制等の見直しを行い、令和2年10月26日に「原子力災害対策初動対応マニュアル」を改訂した。

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

提言2 2)放射能の放出に伴う発電所外(オフサイト)の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。

【平成 24 年度までに講じた主な措置】

設置法により改正された原災法に基づき原子力災害対策指針を策定し、避難等の防護措置を講ずる区域が広範囲になることを踏まえ、予防的防護措置を準備する区域(PAZ: Precautionary Action Zone. 原子力施設からおおむね5kmを目安。)や緊急時防護措置を準備する区域(UPZ: Urgent Protective action Zone. 原子力施設からおおむね 30km を目安。)を設定した。また、緊急時における判断や防護措置実施の基準となる緊急時活動レベル(EAL: Emergency Action Level. 施設の状況により評価。)や運用上の介入レベル(OIL: Operation Intervention Level. 空間放射線量率等により評価。)を設定し、これらの区分ごとに国と地方公共団体が採るべき情報提供、モニタリング、安定ヨウ素剤の予防服用を始めとした防護措置等を示すなど、国と地方の役割分担を含め、原子力施設外における対応(以下「オフサイト対応」という。)に関する措置を強化した。

また、現地の対応体制を強化するため、防災基本計画(平成 24 年中央防災会議決定)や原子力災害対策マニュアルを改定し、体制を整備した。具体的には、オフサイト対応について、オフサイトセンターに現地対策本部を設置し、環境副大臣(又は環境大臣政務官)や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣することとし、現地の対応体制を強化した。

さらに、平成 24 年9月 19 日の改正原災法の施行に併せて、オフサイトセンターの要件を定めた関係省令を改正するとともに、これを補足する技術基準を定めたガイドラインを策定し、オフサイトセンターにおける非常用電源設備の強化や防護服・マスク・飲食料の備蓄を拡充するとともに、代替オフサイトセンターへの移転を想定した通信資機材を整備した。

今後は、オフサイトセンターを設置している道府県において、改正省令やガイドラインに基づき、オフサイトセンターの移転や放射線防護対策・強化などを図ることとしている。また、原子力災害対策指針に基づく地域防災計画については、平成 25 年4月末時点で、対象となる地方公共団体のうち約4分の3が策定を終えており、地域の原子力防災体制の充実・強化を図るため、引き続き地方公共団体の取組を支援していくこととしている。引き続き、避難等の防護措置や緊急被ばく医療体制について、国内

外の最新の知見を踏まえつつ、その改善・具体化に努めることとしている。

【平成 25 年度に講じた主な措置】

原災法では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。平成 25 年2月、6月及び9月に原子力災害対策指針を改定し、安定ヨウ素剤の配布・服用方法、緊急時モニタリングに係る詳細に関する規定や、新規規制基準を踏まえた緊急時活動レベル(EAL: Emergency Action Level)に関する詳細な規定を追加した。また、原子力規制庁は原子力災害対策指針の解説として「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」や「緊急時モニタリングについて」を公表した。

また、発災時に原子力災害現地対策本部等が置かれるオフサイトセンターの機能拡充のため、道府県による防災資機材整備に対する財政的支援を行っている。新たなオフサイトセンター立地地点の要件(原則として原子力発電所から5~30km 圏内に設置)に基づき、北海道電力(株)泊発電所、東京電力(株)福島第二原子力発電所、四国電力(株)伊方発電所に係るオフサイトセンターの移転・整備を進めた。なお、東京電力(株)福島第一原子力発電所、中部電力(株)浜岡原子力発電所、北陸電力(株)志賀原子力発電所に係るオフサイトセンターについては、平成 26 年度予算で移転・整備を行う予定としている。

地域における原子力災害対策の要となる地域防災計画(原子力災害対策編)は、関係地方公共団体が策定することとされており、万が一の緊急時に備え、その内容の具体化を図り、実効性を高めていくことが重要である。こうした観点から、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、地方公共団体のみでは解決が困難な対策について、国として積極的に対応していくこととしている。平成 25 年9月3日の原子力防災会議において「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」を決定し、13地域(泊、東通、女川、福島、東海、柏崎刈羽、志賀、福井、浜岡、島根、伊方、玄海、川内)それぞれに、課題解決のためのワーキングチームを設置した。各地域に共通して対応すべき事項については、関係府省等の検討結果を取りまとめ「共通課題についての対応方針」として平成 25 年 10 月9日に関係道府県に提示した。

これらの取組を通じ、平成 26 年3月末現在で、地域防災計画(原子力災害対策編)は、対象となる 21 道府県全てにおいて策定済みとなっており、135 市町村のうち 123 市町村において策定済みとなっている。周辺住民の避難計画については、71 市町村

について計画を策定済みであり、特に、泊、福井、島根、伊方、玄海及び川内の6地域については、地域全体として避難計画が具体化されている。各地域の計画策定の進捗状況については、原子力防災会議等において順次、確認を行うこととしている。避難計画が未策定の自治体については、避難経路としてどのルートを使うのか、どのような単位でどこへ避難するのかといったことの調整に時間を要しているが、暫定的な計画や広域避難指針の策定等の取組も進展している。

また、平成 25 年 10 月 11 日、12 日に、九州電力(株)川内原子力発電所を対象として、国、地方自治体、原子力事業者の合同で、原災法に基づく原子力総合防災訓練を実施した。実際の災害場面に近似させるよう事故シナリオを進展させ、実時間での状況判断等の訓練を実施した。また、他の原子力発電所所在地域においても、各道府県主催の原子力防災訓練が行われており、関係省庁による訓練計画作成の支援や訓練への参加を行った。防災訓練等を通じて抽出された課題・教訓を生かし、必要に応じて原子力災害対策マニュアル等を修正・改定するとともに、原子力防災体制の継続的な充実・強化を図ることとしている。

【平成 26 年度に講じた主な措置】

政府の原子力防災体制の充実・強化については、平成 26 年 10 月 14 日に、関係省庁、関係自治体等との平時及び有事における原子力防災に係る総合調整を一元的に担う組織として、内閣府政策統括官(原子力防災担当)を設置した。担当職員も約 50 人に増員し、政府の原子力防災に係る体制を抜本的に強化した。

地域におけるオフサイトの原子力災害対策の要となる地域防災計画(原子力災害対策編)は、関係地方公共団体が策定することとされており、万が一の緊急時に備え、その内容の具体化を図り、実効性を高めていくことが重要である。平成 25 年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、原発所在地域ごとにワーキングチームを設置し、関係省庁が関係自治体と一体となって地域の防災体制の充実・強化に取り組んでいる。

平成 27 年3月末現在で、地域防災計画(原子力災害対策編)は、対象となる 21 道府県全てにおいて策定済みとなっており、135 市町村のうち 127 市町村において策定済みとなっている。周辺住民の避難計画については、86 市町村について計画を策定済みである。

鹿児島県川内地域については、平成 26 年9月、関係省庁、鹿児島県及び関係市

町が出席したワーキングチームの会合において避難計画を含む緊急時の対応を確認した。その確認結果は原子力防災会議に報告され了承された。今後、川内地域以外の地域の緊急時対応についても、順次、同様の取組を行うこととしている。

また、ワーキングチームの名称を「地域原子力防災協議会」と変更し、平成 27 年3月の中央防災会議決定により、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく国の防災基本計画を修正し、議会の取組を同計画に明確に位置付けた。さらに、同協議会の役割として、これまでの地域防災計画策定の支援等(Plan)に加え、効果的な防災訓練の実施(Do)、訓練結果からの反省点の抽出(Check)、更なる計画等の改善(Ac tion)を追加し、各地域の原子力防災対策の継続的な充実・強化を実現するPDCA サイクルを新たに導入することとした。

原子力災害対策指針では、施設の状態に応じて緊急事態の区分を決定して予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難や一時移転などの緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリングの実測値等に基づくこととしている。この方針に従い、実効性のある緊急時モニタリングを行うために、原子力規制庁は、平成 26 年6月 12 日に「緊急時モニタリング計画作成要領」を、同年 10 月 29 日に「緊急時モニタリングセンター設置要領」をそれぞれ作成した。同設置要領に基づいて、原子力施設立地地域に緊急時モニタリングセンターの資機材の整備を進めている。また、原子力規制委員会は、平成 27 年1月 21 日に「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定するなど、緊急時モニタリング体制の充実・強化を行った。さらに、原子力発電所周辺地域における緊急時モニタリング体制の充実・強化のため、地方放射線モニタリング対策官事務所を新たに茨城県、福井県大飯・高浜地域、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県に設置した。このほか、放射性物質の放出後の防護措置を適切に判断し、実施するため、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、平成 27 年度からの試験運用に向けた準備を行っている。

【平成 27 年度に講じた主な措置】

《地域防災計画・避難計画の策定支援》

平成 27 年3月、地方公共団体における地域防災計画・避難計画の策定を支援するため、原子力発電所が立地する 13 地域ごとに設置しているワーキングチームの名称を「地域原子力防災協議会」に変更した。政府としては、この地域原子力防災協議会

の活動を通じ、関係地方公共団体と一体になって避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を支援するとともに、具体化・充実化が図られた地域については「緊急時対応」を取りまとめ、これが原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認することとしている。

また、地域原子力防災協議会の活動として、①地域防災計画・避難計画の策定支援・確認に加えて、②防災訓練の実施、③訓練結果からの反省点の抽出、④更なる計画等の改善を柱とするPDCAサイクルを導入した。政府として、これらの仕組みを明確にするため、同年3月に防災基本計画を改正し、明記した。

平成28年3月時点において、地域防災計画は、対象となる21道府県全てにおいて、また、135市町村のうち130市町村において策定済みとなっている。また、避難計画については、99市町村について策定済みである。

また、これまでに原子力防災会議において、平成26年9月に川内地域、平成27年10月に伊方地域、同年12月に高浜地域のそれぞれについて地域防災計画・避難計画を含む緊急時対応が具体的かつ合理的であることが了承された。

また平成27年11月、緊急時対応を取りまとめた伊方地域について、四国電力(株)伊方発電所を対象として自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した原子力総合防災訓練を行った。同訓練においては、①迅速な初動体制の確立、中央と現地組織の連携による避難計画等に係る意思決定、③全面緊急事態を受けた実動対応について訓練を実施した。また本訓練を通じて、各拠点間の情報共有にかかるシステムの充実等を課題として抽出した。現在、各拠点間の危機管理時における情報共有のシステムの整備等改善のための取組を開始したところである。

さらに、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、平成28年度当初予算及び平成27年度補正予算を措置し、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備の支援などを行っているところである。特に、重要性が高い要配慮者等の屋内退避施設への放射線防護対策の実施や、平成27年8月の原子力災害対策指針の改正に沿った原子力災害医療体制の整備に重点を置いて支援を行っている。また、平成27年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」においては、「避難計画の策定、訓練の実施、道路整備等による避難経路の確保など原子力災害・モニタリング対策の充実・強化を引き続き推進する。」としている。

《緊急時モニタリング体制の充実・強化》

原子力災害対策指針では、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定して予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難や一時移転などの緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリングの実測値等に基づくこととしており、原子力規制委員会では、この方針に従い、現在、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等、測定体制の更なる充実強化を図っている。

原子力規制庁は、平成 27 年4月 22 日の原子力災害対策指針の改訂等を踏まえ、緊急時モニタリングに関する詳細な事項について取りまとめている「緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」を同年4月 22 日、同年8月 26 日に改訂し、公表した。

加えて、原子力規制庁は、原子力施設立地地域において、地方公共団体等と緊密に連携・協力しながら実効性のある緊急時モニタリングを行うことを目的とし、平成 27 年度までに青森県、福島県、茨城県、福井県、福井県大飯・高浜地域、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県の計8か所に地方放射線モニタリング対策官事務所を設置している。平成 27 年7月には、愛媛地方放射線モニタリング対策官事務所地方放射線モニタリング対策官を増員し、現地における緊急時モニタリング体制の強化を図った。

このほか、放射性物質の放出後の防護措置を適切に判断し、実施するため、緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び公表を迅速に行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」について、平成 27 年度から運用を開始した。

【平成 28 年度に講じた主な措置】

《地域防災計画・避難計画の策定支援》

平成 28 年度は、9月2日に泊地域原子力防災協議会において「泊地域の緊急時対応」が、11月22日に玄海地域原子力防災協議会において「玄海地域の緊急時対応」が確認され、原子力防災会議でそれらの確認結果が了承された。また、7月14日には、平成 27 年度の原子力総合防災訓練の教訓事項等を踏まえ、そのより一層の具体化・充実化を図るため、伊方地域原子力防災協議会において「伊方地域の緊急時対応」を改定した。

平成 28 年度原子力総合防災訓練は、「泊地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性を更に向上させることを狙いとして、地震・津波災害と原子力災害との複合災害を想定し、これらの事態の進展に応じた住民避難等に係る意思決定や実動の訓

練を実施した。また、冬季の厳しい暴風雪の発生を想定し、除雪や避難の手順等を確認する要素訓練を、原子力総合防災訓練の一環として平成 29 年2月4日に実施した。

「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年6月2日閣議決定)においては、「原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修等の人材育成の体制整備、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備等の充実・強化を推進する。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な充実・強化を進めていくこととなった。平成 28 年度第2次補正予算における事業として、重要度が高い要配慮者等の放射線防護対策施設に対する支援や避難経路の状況等の調査研究を行っている。また、平成 29 年度当初予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備等の支援などを行うこととしている。

《緊急時モニタリング体制の充実・強化》

放射性ヨウ素のモニタリング体制の具体化等を図るため、「緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」を平成 28 年9月 26 日に改正し、公表した。

また、核燃料施設等の敷地内外に係る緊急時モニタリングの実施項 及び機器の整備について具体化等を図るため、同補足参考資料を平成 29 年3月 22 日に改訂し、公表した。

このほか、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を平成 28 年度原子力総合防災訓練等の各種訓練において活用するなどして、その運用の向上を図った。

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

【平成 29 年度に講じた主な措置】

《地域防災計画・避難計画の策定支援》

平成 29 年度は、10 月 25 日に福井エリア地域原子力防災協議会(第3回)において「大飯地域の緊急時対応」を確認、原子力防災会議でその確認結果を了承した。また、これに先立ち、 議会(第2回)において「高浜地域の緊急時対応」を改定した。さらに、平成 28 年度の原子力総合防災訓練の教訓事項を踏まえ、緊急時対応のより

一層の具体化・充実化を図るため、平成 29 年 12 月 21 日の泊地域原子力防災協議会において「泊地域の緊急時対応」を改定した。平成 30 年 3 月 26 日の川内地域原子力防災協議会において「川内地域の緊急時対応」を改定した。

平成 30 年 3 月 20 日に、道府県が主体となる訓練の企画、実施及び評価までの訓練全般における基本的な指針となる「原子力防災訓練の企画、実施及び評価のためのガイダンス」を策定し、道府県に周知した。

平成 29 年度原子力総合防災訓練は、「玄海地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性を更に向上させることを狙いとして、地震、波浪及び原子力災害の複合災害を想定し、これらの事態の進展に応じた住民避難等に係る意思決定や実動の訓練を実施した。

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)においては、「原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修等による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備などの充実・強化を推進する。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な充実・強化を進めていくこととなった。平成 29 年度補正予算における事業として、放射線防護対策事業や避難経路の充実・強化を図るための調査研究を行っている。また、平成 30 年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備、原子力災害時の避難円滑化対策等の支援を行うこととしている。

《緊急時モニタリング体制の充実・強化》

平成 29 年 4 月には、宮城地方放射線モニタリング対策官事務所、大阪地方放射線モニタリング対策官事務所及び島根地方放射線モニタリング対策官事務所を開設した。また、平成 29 年 7 月の原子力規制庁の組織改編により、地方放射線モニタリング対策官事務所を原子力規制事務所に統合するとともに、地方放射線モニタリング対策官を廃止し、新たに上席放射線防災専門官を配置した。

このほか、平成 29 年度原子力総合防災訓練等の各種訓練においては、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を活用するなど、その効果の向上を図った。

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

【平成 30 年度に講じた主な措置】

《地域防災計画・避難計画の策定支援》

平成 30 年度は、平成 29 年9月に実施した国の原子力総合防災訓練の教訓事項等を踏まえ、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図るため、平成 31 年1月9日の玄海地域原子力防災協議会(第2回)において「玄海地域の緊急時対応」を改定した。また、愛媛県原子力防災訓練の教訓事項等を踏まえ、平成 31 年2月 12 日の伊方地域原子力防災協議会において「伊方地域の緊急時対応」を改定した。

平成 30 年度原子力総合防災訓練は、「大飯地域の緊急時対応」及び「高浜地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性を更に向上させることを狙いとして、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、これらの事態の進展に応じた住民避難等に係る意思決定や実動の訓練を実施した。

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年6月 15 日閣議決定)においては、「原子力災害に対しては、避難計画の策定、訓練研修による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化、放射線防護施設整備、原子力災害医療の質の向上などの対策を進め、防災体制の充実・強化を図る。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な防災体制の充実・強化を進めていくこととなった。

例えば、内閣府では、平成 30 年度第2次補正予算における事業として、放射線防護対策等事業などを行っている。また、令和元年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備、原子力災害時の避難円滑化対策等の支援を行うこととしている。

《緊急時モニタリング体制の充実・強化》

平成 30 年4月には、上席放射線防災専門官を大飯原子力規制事務所に配置した。

また、平成 30 年度原子力総合防災訓練等の各種訓練においては、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を活用するなど、その運用の向上を図った。

さらに、平成 30 年北海道胆振東部地震による停電等により原子力事故の緊急時防護措置用等のモニタリングポストに一部不具合が発生したことを踏まえ、道府県の所有するモニタリングポストに対して、災害時のモニタリング機能の維持に必要な電源及び通信の多重化等の対応方策を、令和2年度までを目途に講ずることとした。

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

【令和元年度に講じた主な措置】

《地域防災計画・避難計画の策定支援等》

令和元年度は、令和2年3月25日の女川地域原子力防災協議会(第1回)において「女川地域の緊急時対応」を取りまとめ、これが原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認した。

令和元年度原子力総合防災訓練は、「島根地域の緊急時対応」策定に向けた避難計画の検証等を目的として、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定して実施し、県・市の避難計画に基づく、事態の進展に応じた段階的な防護措置の実効性の確認、実動訓練を通じた要員の技能向上、原子力防災に関する住民理解の促進等を図った。

また、内閣府は、住民が確実に安定ヨウ素剤を服用できる体制のより一層の充実のため、UPZにおいて、緊急配布の受取の負担を考慮した場合、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定される住民等に対する地方自治体の判断による安定ヨウ素剤の事前配布の取組等を推進することとした。

「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)においては、「原子力災害に対しては、避難計画の策定、訓練研修による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化、放射線防護施設整備、原子力災害医療の質の向上などの対策を進め、防災体制の充実・強化を図る。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な防災体制の充実・強化を進めていくこととなった。

例えば、内閣府では、令和元年度第1次補正予算における事業として、放射線防護対策等事業などを行った。また、令和2年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備、原子力災害時の避難円滑化対策等の支援を行うこととしている。

《住民の段階的な防護措置や長期化対応に係る訓練・研修の強化》

令和元年度においては、北海道との共催により、雪害が発生する中で北海道電力泊原子力発電所の事故を想定した、ブラインド訓練を実施した。

また、原子力防災に係る人材育成については、国や自治体の職員等向けの研修として、体系的に人材育成を推進すべく、基礎的な研修から、国や自治体の対策本部

等において中心的役割を担う人材向けの研修、自治体の実務担当者向けの研修等、様々な研修を実施した。

加えて、万が一原子力災害が発生し災害対応が長期化した際の対応については、原子力被災者への支援に係る諸課題の抽出等を、関係省庁と連携しながら進めているとともに、令和元年12月に長期化対応の研修を、令和2年2月に訓練を実施した。

《緊急時モニタリング体制の充実・強化》

令和元年度の各種訓練において、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を活用するなど、その運用の向上を図った。

また、平成30年北海道胆振東部地震による停電等の影響を踏まえた災害時のモニタリング機能の維持に必要な電源及び通信の多重化等については、各道府県において、令和2年度までを目途にこれらの対応方策を進めているところ。

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

【令和2年度に講じた主な措置】

《地域防災計画・避難計画の策定支援等》

令和2年度は、令和2年6月及び令和3年1月に開催した原子力防災会議において、それぞれ「女川地域の緊急時対応」及び「美浜地域の緊急時対応」が原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを了承した。また、今般の新型コロナウイルス感染症のような感染症流行下において、仮に原子力災害が発生した場合の防護措置の基本的な考え方を整理し、各地域の緊急時対応に順次反映している(泊地域、女川地域、美浜地域、大飯地域、高浜地域及び伊方地域については反映済。)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)においては、「実効性のある原子力規制や原子力防災体制の構築(道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化等を含む)を着実に推進する。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な防災体制の充実・強化を進めていくこととなった。

例えば、内閣府では、令和2年度第3次補正予算における事業として、放射線防護対策等事業などを行った。また、令和3年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備、原子力災害時

の避難円滑化対策等の支援を行うこととしている。

《新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症流行下における防護措置》

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害における防護措置については、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。そのため、内閣府は令和2年6月2日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」を公表し、原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととした。加えて、令和2年11月2日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて」を発出し、

- 避難所・避難車両等において、距離を保つ、マスク着用、手指消毒を徹底する等の感染対策を実施すること
- 濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者を可能な限り分ける・隔離するなど、感染防止に努めること
- 屋内退避等では、放射性物質による被ばくを避ける観点から、換気を行わないことを基本とすること。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間の換気を行うよう努めること

等の防護措置における考え方を示すとともに、現場の状況に応じた適切な対応を図り、各地域の実情に合わせた原子力災害対策について検討及び準備を進めるよう地方公共団体に通知した。

また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、安定ヨウ素剤の事前配布における感染回避のため、遠隔での対応等を推進するよう地方公共団体に通知した。

《緊急時モニタリング体制の充実・強化》

令和2年度も引き続き緊急時モニタリングに関する各種訓練を実施し体制の充実・強化を図った。また、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」については緊急時における国民への情報伝達の円滑化に資するよう、平常時から測定値を公表する方針とし、令和3年3月に、新たな「放射線モニタリング情報共有・公表システ

ム」を開発し、その運用を開始した。

平成30年北海道胆振東部地震による停電等の影響を踏まえた災害時のモニタリング機能の維持に必要な電源及び通信の多重化等については、令和2年度までに各道府県において必要な対策を確認し、その対策をおおむね終了した。

(関連白書等:防災白書、原子力規制委員会年次報告)

提言2 3) 事故時における発電所内(オンサイト)での対応(止める、冷やす、閉じ込める)については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たりの指示・介入を防ぐ仕組みとする。

【平成 24 年度までに講じた主な措置】

設置法により改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)において、原子力事業者の災害の防止に関する必要な措置を講ずる責務等が明確化された。また、原災法に基づく原子力災害対策指針において、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを明確化した。

また、設置法により改正された原災法に基づき、原子力災害対策本部における役割分担が明確化された。具体的には、改正後の原災法第 20 条第 2 項及び第 3 項において、①技術的、専門的知見に基づいて行う原子力施設内における対応(以下「オンサイト対応」という。)は、原子力規制委員会が行うこととされるとともに、オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般は、本部長(内閣総理大臣)指示に基づき関係行政機関等が対応することとされた。

さらに、原災法の改正により、原子力事業者に対して、防災訓練の実施とその結果の原子力規制委員会への報告と、その要旨の公表が義務化された。また、原子力規制委員会は、当該報告をした原子力事業者に対し、防災訓練の方法の改善等を命ずることができることとされた。

なお、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令(平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 4 号)の改正を受け、原災法対象事業者は原子力事業者防災業務計画をその見直し期限である平成 25 年 3 月 18 日までに修正しており、今後も、様々な防災訓練等を通じて、事故対応体制を見直し、不断に防災体制の強化を図っていくことが必要である。

【平成 25 年度に講じた主な措置】

設置法により改正された原災法により、原子力事業者は、防災訓練の実施とその結果の原子力規制委員会への報告とその要旨の公表が義務化された。また、原子力規制委員会は、当該報告をした原子力事業者に対し、防災訓練の方法の改善等を命ずることができることとされた。これを受け、原子力規制委員会は、平成 25 年度には、以

下のとおり、原子力事業者防災訓練報告会を実施し、事業者の訓練報告の評価を行った。

平成 25 年 10 月 4 日 加圧水型原子力発電所設置事業者の防災訓練報告会

平成 25 年 11 月 22 日 沸騰水型原子力発電所設置事業者の防災訓練報告会

平成 25 年 12 月 16 日 再処理施設及び加工施設設置事業者の防災訓練報告会